

第4次瑞穂市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和7年3月

瑞 穂 市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
(1)地球温暖化とは.....	1
(2)計画の背景.....	2
(3)計画の目的.....	3
(4)計画の期間.....	3
(5)計画の対象範囲	3
第2章 地球温暖化対策の現況	7
(1)温室効果ガスの排出量.....	7
(2)公共施設における省エネチェックリストの共有	15
第3章 削減目標	16
(1)温室効果ガス総排出量の削減に関する目標	16
(2)総排出量の削減目標設定の考え方	17
(3)環境配慮項目と目標	17
第4章 取り組み.....	21
(1)地球温暖化対策に係る取り組み	21
(2)その他環境配慮項目に係る取り組み.....	24
(3)瑞穂市ゼロカーボンシティ宣言	25
第5章 計画の推進	26
(1)推進体制	26
(2)点検・評価	26
(3)計画の見直し.....	26
(4)行動結果の公表	26
資料編	27
資料1 温室効果ガス総排出量の算定方法	27
資料2 部門別温室効果ガス排出量の内訳(基準年度)	30
資料3 持続可能な開発目標(SDGs)への対応.....	31
資料4 用語集.....	32

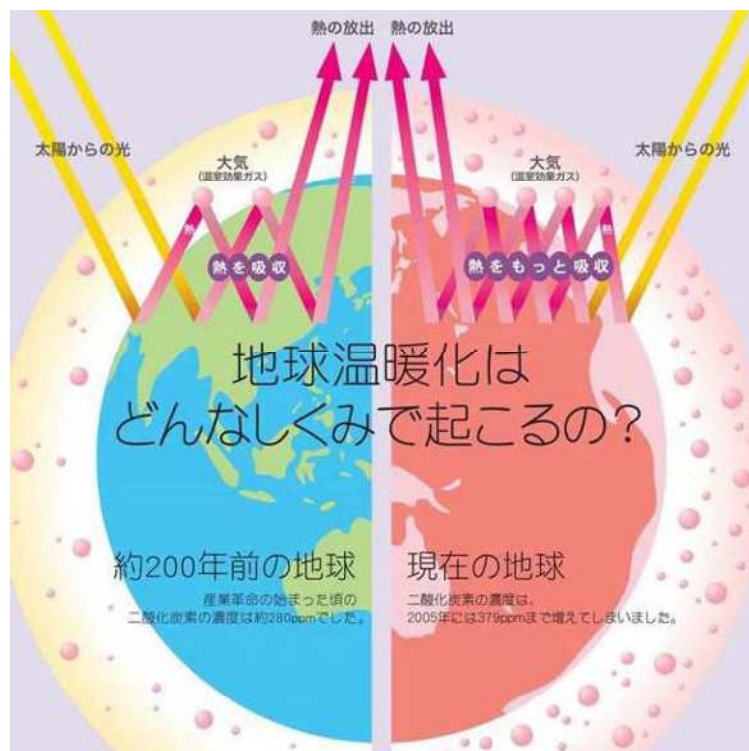
第1章 計画の基本的な考え方

(1)地球温暖化とは

地球は、太陽からの日射を地表面で吸収し、日射によって加熱された地表面から赤外線として放射された熱を、大気中の温室効果ガスである二酸化炭素やメタンなどが吸収し、対流圏の大気を暖めています。

このため、地球の平均気温は14℃前後と、人間をはじめ生物が生きるのに適した環境が保たれていますが、温室効果ガスがなければ、マイナス19℃となりほとんどの生き物は生命の維持が出来なくなります。

しかし、18世紀後半から始まった産業革命以降、人間は石油や石炭等の化石燃料を大量に燃焼して使うことで、大量の二酸化炭素を排出するようになりました。近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素、メタン、さらにはフロン類などの温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、気温が上昇し始めています。これが地球温暖化です。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

図 1 地球温暖化の仕組み

(2)計画の背景

地球温暖化については、1997年に気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)が京都で開催され、温室効果ガスの削減について数値目標が各国ごとに定められました(京都議定書)。これを受けて、我が国では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成10年10月に公布され、平成11年4月に施行されました。

この法律では、国、地方公共団体、事業者及び国民の義務や取り組みの基本事項が明らかにされたほか、地方公共団体(都道府県及び市町村)においては、その事務及び事業に関し温室効果ガス排出抑制などのための措置に関する計画を策定することが義務づけられています。

また、2015年に気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で京都議定書に続く新しい枠組みであるパリ協定が採択されたことを受け、国は地球温暖化対策計画を策定しました。

さらに、令和2年10月に内閣総理大臣による所信表明において、2050年カーボンニュートラルを宣言し、令和3年10月に地球温暖化対策計画が閣議決定され、5年ぶりの改定が行われました。これに併せて政府実行計画の改定も行われ、2013年度を基準として、政府全体の温室効果ガス排出量を2030年度までに50%削減するという目標が設定されました。

こうした状況の中で、瑞穂市(以下「本市」といいます。)として温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいくために瑞穂市地球温暖化対策実行計画【平成21年度から平成25年度】を平成21年3月に策定し、平成27年3月には第2次計画、令和2年には第3次計画を策定し、令和4年には政府実行計画を踏まえた目標を定めるため、第3次計画を改定しました。

このような背景に加え、令和6年度に現行の計画期間が終了することから、瑞穂市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を改定することとします。

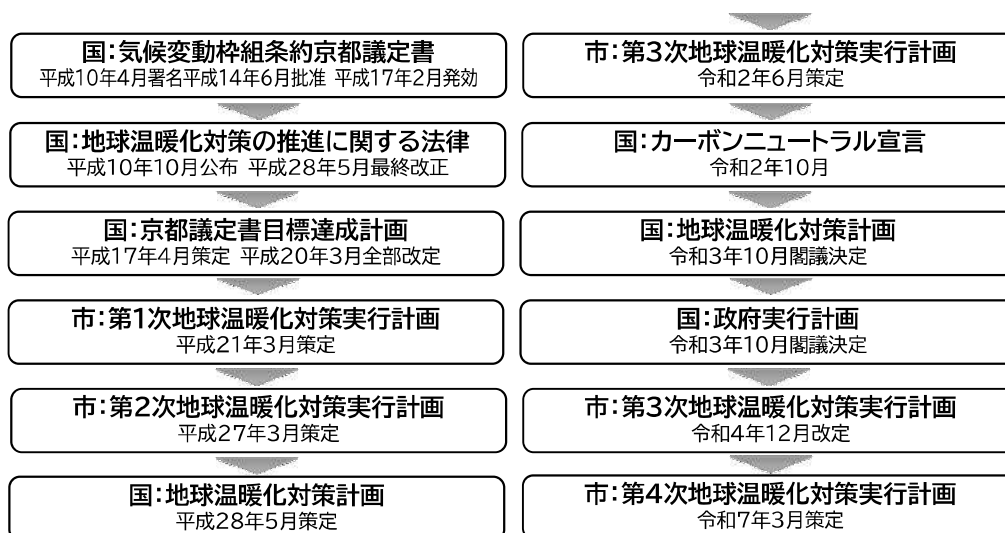


図 2 計画の位置づけ

(3)計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

地球温暖化対策の推進に関する法律(抜粋)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

(4)計画の期間

温室効果ガス排出量の基準年度を、令和3年10月に閣議決定された政府実行計画を踏まえ、平成25(2013)年度とし、計画の期間は令和7(2025)年度から令和12(2030)年度までの6年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行います。

(5)計画の対象範囲

① 対象とする施設

本市の全ての施設における、事務及び事業活動を対象とします。

なお、外郭団体は本計画の対象外としますが、地球温暖化対策のための取り組みについて協力を要請します。

② 対象とする温室効果ガス

表 1 法律で対象となる温室効果ガスの種類

ガスの種類	人為的な発生源
二酸化炭素 (CO_2)	化石燃料の燃焼などによって膨大な量が人為的に排出されており、日本では温室効果ガスの約9割を占める。
メタン (CH_4)	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが8割を占め、廃棄物の埋立からも1～2割を占める。
一酸化二窒素 (N_2O)	農業（家畜排せつ物の管理、農用地の土壌等）が約半分を占めるが、燃料の燃焼や廃棄物からの排出もある。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンや冷蔵庫の冷媒からの排出が9割を占め、エアゾール製品の噴射剤などに使用されている。
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用されている。
六フッ化硫黄 (SF_6)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体製造用などとして使用されている。
三フッ化窒素 (NF_3)	半導体素子等の製造に使用されている。

本計画では、上記7種類のガスの中で、パーフルオロカーボン、三フッ化窒素は、本市の施設から排出がないこと及びハイドロフルオロカーボン、六フッ化硫黄は、排出量の把握が困難であるため対象外とし、本市の事務及び事業の内容、規模から勘案し、把握する対象ガスを、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の3種類とします。

なお、ガソリン・軽油を使用して自動車を走行した場合、二酸化炭素とともにメタン、一酸化二窒素も発生しますが、本計画では「ガソリン」「軽油」とした場合は二酸化炭素、「自動車の走行」とした場合はメタン、一酸化二窒素の排出をそれぞれ示します。

表 2 本計画で扱うガスと排出源の表記

ガス 排出源	二酸化炭素 (CO_2)	メタン (CH_4)	一酸化二窒素 (N_2O)
ガソリン	○	—	—
軽油	○	—	—
灯油	○	○	○
A 重油	○	—	—
都市ガス	○	○	○
液化石油ガス(LPG)	○	○	○
電気	○	—	—
ごみの焼却	○	○	○
自動車の走行	—	○	○
生活排水	—	○	○
家畜の飼育	—	○	○

表 3(1) 瑞穂市地球温暖化対策実行計画 対象機関

番号	対象施設	分類	担当課	番号	対象施設	分類	担当課
1	瑞穂市役所	庁舎	財務情報課	51	火葬場	市民課	市民課
2	奥南庁舎		市民窓口課	52	火葬場(墓地)		市民課
3	穂積小学校	教育機関	学校教育課	53	空き缶処理機	廃棄物 処理施設等	環境課
4	本田小学校			54	美来の森		
5	牛牧小学校			55	最終処分場	上下水道施設	上水道課
6	生津小学校			56	居食集積場		
7	穂積中学校			57	別府水源地		
8	穂積北中学校			58	富田水源地		
9	ほづみ幼稚園			59	馬場水源地		
10	西小学校			60	本田水源地		
11	中小学校			61	牛牧水源地		
12	南小学校			62	古橋水源地		
13	奥南中学校			63	呂久水源地		
14	穂積中グラウンド			64	駅西会館		
15	穂積北中グラウンド			65	アクアパーク別府水処理センター		
16	瑞穂市給食センター		給食センター	66	マンホールポンプ別府	下水道課	下水道課
17	教育支援センター		学校教育課	67	マンホールポンプ西		
18	本田コミュニティセンター	社会教育施設	市民協働 安全課	68	アクアパークすなみ	公園・ 駐車場等	都市管理課
19	北部防災コミュニティセンター			69	呂久クリーンセンター		
20	南部コミュニティセンター(つどいの泉)			70	マンホールポンプ呂久		
21	馬場公園集会所(旧瑞穂市郷土資料館)		生涯学習課	71	瑞穂市第1自転車駐輪場(萬井 株式会社)		
22	瑞穂市民センター			72	瑞穂市第2自転車駐輪場(萬井 株式会社)		
23	瑞穂市図書館(本館)			73	瑞穂市第3自転車駐輪場(萬井 株式会社)		
24	総合センター			74	瑞穂市第4自転車駐輪場(萬井 株式会社)		
25	公民館(奥南)			75	瑞穂市第5自転車駐輪場(萬井 株式会社)		
26	瑞穂市西部複合センター			76	公営住宅		
27	糸貫川運動公園			77	前畑公園		
28	弓道場			78	上光公園		
29	穂積グラウンド			79	馬場公園		
30	生津スポーツ広場			80	高道公園		
31	南ふれあい広場(奥南)			81	滝坪公園		
32	西ふれあい広場(奥南)			82	真菰池公園		
33	中心ふれあい広場(奥南)			83	彦内公園		
34	奥南テニスコート			84	南流公園		
35	学校開放(奥南)			85	天待公園		
36	学校開放(穂積)			86	せせらぎ公園		
37	中山道大月多目的広場			87	柳一色公園		
38	奥南保健センター(西部複合)		健康推進課	88	祖父江公園		
39	本田第1保育所	福祉施設	幼児教育課	89	十九条公園		
40	本田第2保育所			90	牛牧団地公園		
41	別府保育所(新)			91	小簾紅園		
42	牛牧第1保育所			92	苗田橋公園		
43	牛牧第2保育所		地域福祉高齢課	93	只越花と緑の公園東		
44	老人福祉センター			94	只越花と緑の公園西		
45	西保育・教育センター		幼児教育課	95	野口公園		
46	中保育・教育センター			96	野田公園		
47	南保育・教育センター			97	本田春日公園		
48	瑞穂市障害者訓練場		福祉生活課	98	牛牧団地北ポケットパーク		
49	牛牧小校区放課後児童クラブ		幼児教育課	99	犀川河川公園		
50	南小校区放課後児童クラブ			100	穂南公園		

第4次瑞穂市地球温暖化対策実行計画

表 3(2) 瑞穂市地球温暖化対策実行計画 対象機関

番号	対象施設	分類	担当課	番号	対象施設	分類	担当課
101	上牛牧ふれあい公園	公園・ 駐車場等	都市管理課	151	中川第6揚水機	防災・防犯 施設	都市管理課
102	豊かな緑どぐり公園			152	田之上揚水機		
103	清流みどりの丘公園			153	栗只越用水組合揚水機1		
104	井場公園			154	馬場第1揚水機A		
105	別府公園			155	馬場第1揚水機B		
106	【暫定】駅南一般車乗降場兼市営穂積駅南第2駐車場		穂積駅圏域拠点整備課	156	美江寺揚水機		
107	水防センター	防災・防犯 施設	市民協働 安全課	157	別府第1揚水機		
108	消防団詰所(第3分団)			158	別府第2揚水機		
109	消防団詰所(第1分団)			159	別府第3揚水機		
110	消防倉庫(旧JA牛牧)			160	穂積第1揚水機		
111	消防団詰所(第2分団)			161	穂積第2揚水機		
112	消防団詰所(第4分団)			162	穂積第3揚水機		
113	消防団詰所(第5分団)			163	穂積第4揚水機		
114	消防団詰所(第6分団)			164	野田揚水機		
115	消防団詰所(第7分団)			165	野白第1揚水機		
116	消防倉庫(旧JA本田)			166	野白第2揚水機		
117	呂久消防車庫			167	柳一色揚水機		
118	水防倉庫(下畑)			168	花塚排水機		
119	水防倉庫(別府)			169	五六川排水機		
120	公衆街路灯		都市管理課	170	新堀川水門排水機		
121	コミュニティー地下道			171	別府排水機		
122	駅前広場(北)			172	穂積庁舎南歩道橋		
123	駅前広場(南)			173	コミュニティー道路揚水機		
124	駅北公園			174	森揚水機		
125	駅北広場			175	祖父江第5揚水機		
126	井場揚水機			176	祖父江第6揚水機		
127	下唐栗揚水機			177	コミュニティー地下道排水ポンプ		
128	花塚揚水機			178	横屋JRアンダーパス		
129	居倉北第1揚水機			179	公用車	公用車	財務情報課
130	居倉北第2揚水機						
131	橋本第1揚水機						
132	橋本第2揚水機						
133	七崎揚水機						
134	十七条揚水機						
135	十八条揚水機						
136	重里揚水機						
137	生津第1揚水機						
138	生津第2揚水機						
139	祖父江第1揚水機						
140	祖父江第2揚水機						
141	祖父江第3揚水機						
142	祖父江第4揚水機						
143	只越第1揚水機						
144	只越第2揚水機						
145	只越第3揚水機						
146	中川第1揚水機						
147	中川第2揚水機						
148	中川第3揚水機						
149	中川第4揚水機						
150	中川第5揚水機						